

①東京大学による名誉棄損事件

東京大学は、人為的C O₂温暖化説に異議を唱える者 12 名を名指しし、9つの特徴をあげて個人攻撃し、これらの者の科学者としての評価を失墜させ、支持する市民から切り離そうとした。これは民法でいう名誉棄損または侮辱という不法行為であるから、訴訟することにした。原告は、筆頭に名指しされた槌田敦である。

第1回口頭弁論、10年2月23日(火)10時、東京地裁411号法廷

この日、原告は訴状を陳述し、被告は答弁書を陳述する。

②気象学会による論文掲載拒否事件

近藤邦明と槌田敦は、「C O₂増で温暖化したのではなく、温暖化したのでC O₂増となった」ことを示す事実を発見し、これを気象学会誌に投稿した。しかし、気象学会は、この「近藤・槌田の発見した新しい事実」を、関係者による査読では理論的に否定できなかったため、論文を(わざと?)誤読して理由をこじつけ、その掲載を拒否した事件である。原告は、気象学会との折衝にあたってきた槌田敦である。

判決、10年3月18日(木)1時、東京地裁527号法廷

あえて不法行為をする動機

いずれの事件も、落ち目のC O₂温暖化説を擁護するためになされた。

人為的C O₂温暖化説が健全ならば、あえて名誉棄損、侮辱などの不法事件を起こすことはない。また『批判書』でとられたような匿名での反論ではなく、堂々と反論者の氏名を名乗って反論すればよい。

そして、C O₂温暖化説にとって、近藤・槌田の発見した事実を理論的に否定できるのならばそれを理由に掲載拒否すればよい。または掲載してから否定してもよい。それなのに、あえて誤読して拒否理由をデッチあげ、掲載を拒否したのである。

これは、欧米で問題になっている、過去の気温のトリック事件、ヒマラヤ氷河の消滅オドシ事件などの不正事件と同じである。発覚すれば大失敗ということになるのに、あえて不正行為をおこなったのである。

C O₂温暖化説はもはやゆとりを失っている。そしてこのような不法や不正に手をそめる状態になっているのである。